

呉市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に伴う事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定申請者 法第5条第1項から第3項の規定による認定の申請する者又は法第8条第1項の変更の認定の申請（以下これらを総称して「認定申請」という。）をしようする者をいう。
- (2) 確認申請等 建築基準法（昭和25年法律第201号。）第6条第1項若しくは同法第6条の2の規定による確認申請又は同法第18条第2項の規定による計画通知
- (3) 確認申請書等 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書若しくは同法第6条の2の規定による確認の申請書又は同法第18条第2項の規定による計画の通知書及び当該添付図書
- (4) 確認済証等 建築基準法第6条第4項若しくは同法第6条の2第1項又は同法第18条第3項の規定による確認済証及び当該確認申請書等
(認定申請に係る建築物の確認申請等との調整手続き)

第3条 認定申請者は、当該認定申請に係る建築物の確認申請等との調整手続として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続を行うものとする。

- (1) 法第6条第2項の規定に基づく審査を申し出る場合 認定申請書に併せて提出することとされる確認申請書等については、その正本及び副本（構造計算適合性判定に準じた審査を要する場合は副本2通）を提出するものとする。
- (2) 前号に規定する場合以外の場合
 - ア すでに確認済証の交付を受けているときは、当該確認済証等を呉市長に提示し、当該確認済証等の計画内容と認定申請の計画内容との照合を受けるものとする。
 - イ 確認申請等について審査中又は未申請であるため、確認済証等の交付を受けていないときは、その旨を認定申請書に付記するものとする。この場合においては、認定通知を受けるまでの間に、確認済証等の交付を受けた上で、アに規定する手続を経るものとする。

(建築主事への通知)

第4条 法第6条第3項の規定による建築主事への長期優良住宅建築等計画の通知は、計画通知書に確認申請書等を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の通知を行った場合で、次条第1項の規定による取下届の提出があったときは、取下通知書により建築主事に通知するものとする。

(申請の取下げの届出)

第5条 認定申請をした者が、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（正本及び副本の2通とする。）を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の取下届を受理した場合は、その副本に受理印を押印したものを当該届出者に返還するものとする。

（建築又は維持保全のとりやめの申出）

第6条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に係る建築物の建築又は維持保全をとりやめるときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全をとりやめる旨の申出書（正本及び副本の2通とする。）に認定通知書又は変更認定通知書を添えて、市長に申し出るものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による申出を受理した場合について準用する。（建築工事の完了の報告等）

第7条 認定計画実施者は、認定を受けた計画の住宅の建築工事が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づいて建築工事が行われたことについて建築士の確認を受けた上で、速やかに、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書により市長に報告するものとする。

2 市長は、法第12条の規定により認定長期優良住宅の建築及び維持保全状況の報告を求める場合は、認定長期優良住宅の建築及び維持保全状況の報告を求める旨の通知書により認定計画実施者に通知するものとする。

3 法第12条の規定により報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築及び維持保全状況報告書により市長に報告するものとする。

（認定しない旨の通知）

第8条 市長は、法第5条第1項から第3項までの認定又は法第8条の変更の認定を認定しない場合は、認定しない旨の通知書により、当該認定申請者に通知するものとする。

（承認しない旨の通知）

第9条 市長は、法第10条に規定する地位の承継に係る承認をしない場合は、承認しない旨の通知書により当該申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第10条 法第13条第1項又は第2項の規定による改善命令は、改善命令書により行うものとする。

（認定の取消し）

第11条 法第14条第1項第1号の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（法第14条第1項第1号関係）により行うものとする。

2 法第14条第1項第2号の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（法第14条第1項第2号関係）により行うものとする。

（帳票の様式）

第12条 この要領の実施に関し必要な帳票は次のとおりとし、様式は市長が別に定に定める。

帳票の名称	関係条項
計画通知書	第4条第1項

取下通知書	第4条第2項
取下届	第5条
認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全をとりやめる旨の申出書	第6条
認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書	第7条第1項
認定長期優良住宅の建築及び維持保全状況の報告を求める旨の通知書	第7条第2項
認定長期優良住宅の建築及び維持保全状況報告書	第7条第3項
認定しない旨の通知書	第8条
承認しない旨の通知書	第9条
改善命令書	第10条
認定取消通知書（法第14条第1項第1号関係）	第11条第1項
認定取消通知書（法第14条第1項第2号関係）	第11条第2項

付 則

この要領は、平成21年6月4日から実施する。